

令和四年三月三十一日(号外第七十一号)文部
科学省・厚生労働省告示第二号(ヒト受精卵の作
成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一
部を改正する告示)
(原稿誤り)

一〇〇〇 表中改正 研究機関
後欄中 提供機関
終りから 七